

七飯町商工業経営安定資金融資条例の一部を改正する条例の概要

経済部商工観光課

1 改正理由

新型コロナウイルス感染症等による町内の商工業全体への影響に鑑み、中小企業の振興と経済的地位を確保するため、七飯町商工業経営安定資金融資条例（平成21年条例第8号）の一部を改正するものである。

2 改正内容

第4条第1号に規定する融資金額である運転資金及び設備資金を1,000万円以内とし、新たに同条第2項として、これらの資金のいずれも融資を受ける場合の限度額を1,000万円以内とする規定を設ける。

第10条に新たに第4項として、利子補給の利率を社会経済情勢の変動やその他町長が必要と認める場合に限り、別に定めることができる規定を設ける。

3 施行期日

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

七飯町商工業経営安定資金融資条例新旧対照表

改 正 前	改 正 後
<p>第1条～第3条(略) (融資の条件) 第4条(略) (1) 融資金額 ア 運転資金 1 中小企業500万円以内 イ 設備資金 1 中小企業500万円以内 (2)～(4)(略)</p> <p>第5条～第9条(略) (利子補給) 第10条(略) 2・3(略)</p> <p>第11条～第14条(略) 附 則 1～4(略)</p>	<p>第1条～第3条(略) (融資の条件) 第4条(略) (1) 融資金額 ア 運転資金 1 中小企業1,000万円以内 イ 設備資金 1 中小企業1,000万円以内 (2)～(4)(略)</p> <p>2 前項第1号の規定にかかわらず、<u>運転資金及び設備資金のいずれも融資を受け る場合の限度額は、これらの資金を合算して1,000万円以内とする。</u></p> <p>第5条～第9条(略) (利子補給) 第10条(略) 2・3(略) 4 前項の規定にかかわらず、<u>利子補給の利率は、社会経済情勢の変動その他町長 が必要と認める場合に限り、その利率を別に定めることができる。</u></p> <p>第11条～第14条(略) 附 則 1～4(略)</p>